

第2章

福岡市における 景観づくりの考え方



第1節

福岡市が目指す景観

■景観形成の基本方向

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- 方針1 風格や潤いのある景観づくり
- 方針2 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- 方針1 豊かな自然を感じる景観づくり
- 方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- 方針1 個性を生かした景観づくり
- 方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- 方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり
- 方針2 歴史資源を生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

地域特性を活かした景観形成方針

景観形成の構成として、福岡市全域に関する景観形成方針（階層1）を定め、その上にゾーンごとの景観形成方針（階層2）、一番上に都市景観形成地区の方針（階層3）を定めます。

※階層3の都市景観形成地区については、地区別景観形成基準を定めます。（景観計画第4章、及び景観計画地区別編を参照）

そして

階層 3 都市景観形成地区の
景観形成方針

（都市景観形成地区の方針を優先）

次に

階層 2 ゾーンごとの
景観形成方針

まず

階層 1 福岡市の
景観形成方針

